

高生第1565号
健増第1198号
建第10-305号
令和3年1月14日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
健康増進課長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

通所系の介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止
対策等の徹底について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

また、各施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染防止対策について、国や県の各種通知等に基づき適切な対応をいただいております、重ねて感謝申し上げます。

さて、本県では、感染拡大の警戒基準はステージⅡを維持しているものの、ステージⅢに近づいていることを警戒しなければならない状況にあります。

このような中、今般、肝付町の通所系の介護サービス事業所において、利用者とその親族計10人が感染したクラスターが発生しました。感染経緯については調査中ではありますが、同じ時間帯・同じ場所で利用者にサービスを提供したことが確認されています。

高齢者施設等での集団感染の発生は、感染者の重症化という重大な結果をもたらすだけでなく、医療病床の逼迫につながりかねないことから、危機感を持って対応する必要があります。

つきましては、国からの通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省事務連絡）を再確認していただき、特に通所サービスの提供に当たっては、下記の点について対応策を十分に検討していただき、貴施設等における感染防止対策を徹底するようお願いいたします。

また、サービスを利用する高齢者とその家族に対しても、手洗いや換気などを徹底する、家庭内でもマスクを着用し、食事の際には会話を控えるなど、家庭内感染の予防に取り組んでいただくよう、周知をお願いします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

記

- サービス提供時に感染拡大防止の観点から、
 - 3密を避ける。具体的には、同じ時間帯・同じ場所での実施人数を可能な限り減らす、定期的に換気を行う、などの対応を講じること。例えば、サービスの時間帯を分けたり、食事の際、利用者間の距離を保つなどの取組が考えられる。

(2) 高齢者は症状が現れにくい場合もあることから、家族に症状を有する方がいないか、感染拡大地域から来た方との接触がないかについても確認すること。

2 発熱等がある高齢者の利用を断る場合に備えて、居宅介護支援事業所に対して情報提供を行い、代替サービスの提供についても事前に検討しておくこと。

(問合せ先)

鹿児島県くらし保健福祉部

高齢者生き生き推進課施設整備係（担当 池田）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 中間）

電話：099-286-2687

健康増進課感染症保健係（担当 鶴園）※検査に関すること

電話：099-286-2724

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 上之園）

電話：099-286-3740